



島根県報

平成30年8月17日（金）

第3,032号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（障がい福祉課） 2

障害福祉サービス事業者の指定

保安林の指定の解除（森林整備課） 2

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（都市計画課） 2

【特定調達公告】

島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守に係る一般競争入札の実施（会計課） 2

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの平成29年度の信託事務及び信託財産の状況（環境生活総務課） 5

告 示**島根県告示第570号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年 8 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
NPO法人ふきのとう	短期入所	グループホーム「稲穂」	仁多郡奥出雲町中村310番地1	平成30年 8 月 1 日

島根県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 8 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町布部2138-15
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年 8 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
江津都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 8 月 17 日

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守一式（機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む。）
156台

(2) 案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借及び保守期間

平成31年2月1日から平成36年1月31日まで

(4) 納入期限

平成31年1月31日

(5) 納入場所

島根県内、東京都、大阪市及び広島市とし、詳細は入札説明書による。

(6) その他

入札説明会を実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「借入品」、中分類「情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 障害発生時、部品取替等に迅速に対応できる者。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成30年9月18日（火）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成30年 9 月26日（水）午前11時から同月27日（木）午後 4 時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成30年 9 月27日（木）午後 4 時まで

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 2 階

島根県出納局会計課財務電算グループ 電話0852-22-5893 ファクシミリ0852-22-5952

ウ 郵便による入札については、平成30年 9 月28日（金）正午まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年 9 月28日（金）午後 1 時30分

イ 場所

(2)のイの場所

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成30年 9 月18日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成30年 9 月18日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 交付場所

5 の(2)のイの場所

7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（出納局会計課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Item name and quantity of products to be leased : The lease and maintenance of a special printer for Shimane Prefectural Financial computer Network, 156 units

(2) Period for submission of tender : From 26 September 2018, 11 : 00 to 27 September 2018, 16 : 00

(Deadline for submission of tender by registered mail : 28 September 2018, 12 : 00)

(3) Date and time of bid opening : 28 September 2018, 13 : 30

(4) Contact point for the notice : Financial computer Group, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, JAPAN

TEL : 0852-22-5893

FAX : 0852-22-5952

雑 報

公益信託しまね女性ファンド（平成29年度）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年8月17日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成員とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動18事業に対し、計5,560,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動5事業に対し、計1,064,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動14事業に対し、計3,753,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動については該当なし、合計37事業10,377,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（平成30年3月31日現在）

資産合計 金278,189,209円

負債合計 0円

正味信託財産 金278,189,209円